

⑩ ごみの持ち込み時には住所の確認をしています

問 笠間市環境センター TEL 0296-77-2416 市資源循環課(内線 129)

笠間市環境センターではごみを持ち込んだ際に、住所を確認できるものの提示をお願いしています。提示いただけない場合は、受け付けをお断りしています。

【例】運転免許証・公共料金の明細書(住所・氏名の記載があるもの)など

※市内から出たごみを、市外に在住の方が、笠間市環境センターに持ち込む場合は、水道料金の検針票や固定資産税の納税通知書(課税明細)など、土地や建物が笠間市内にあることを証明できる書類をご持参ください。

⑪ 土地は適切に管理しましょう

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

所有している土地を適切に管理することは、所有者や管理者の責務です。

適切な管理がされていないと、草木の繁茂、害虫等の発生、ごみの不法投棄の誘発などにより、周辺の生活環境に悪影響を及ぼします。

所有者や管理者は、土地や建物が常に適正な状態を保てるように、定期的な除草や木竹の剪定など管理を行ってください。なお、刈払機などを使用する場合は、騒音などの発生についても周辺に配慮をお願いします。

日頃から無用なトラブルを防ぐためにも、事前に所有している土地のご近所の方や地域の方に連絡先を伝えておくことで、問題が発生したときの早期対応が可能となり、良好な関係の構築にも繋げることができます。

⑫ 中小企業人材育成支援事業補助金を交付しています

問・申 県産業人材育成課(〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6) TEL 029-301-3653

県では、物価高騰の影響による厳しい経済情勢が続く中でも、新たな分野への進出などに挑戦する中小企業者を支援しています。

補助対象者 県内に主たる事務所・事業所を有する事業者で、県内で新たな分野への進出などに取り組む中小企業者

※従来と同じ事業分野の中で、単純なメニューの追加などを行う場合は対象外

対象経費 新たな分野への進出などに取り組むために必要となる資格取得やスキルアップのための教育研修費など(外部研修の受講料や外部講師の招へい費用)

※資格試験の受験料は対象外

補助額 1事業者あたり上限10万円(補助率:2分の1)

申込方法 右の二次元コードからまたは郵送で申請してください。

申込期限 令和7年1月31日(金)



申し込みはこちら

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。

市農業公社 TEL 0296-73-6439